

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年3月30日京都市条例第50号）（都市計画局住宅室すまいまちづくり課及び建設局都市整備部市街地整備課）

- 1 民法等の改正の趣旨を踏まえ、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程等について、これらの条例の規定により分割徴収する清算金に付すべき利子の利率の上限を、法定利率とすることとしました。
- 2 その他規定を整備することとしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 50 号

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第23条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「年6パーセントを」を「法第103条第4項後段の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第26条第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「年6パーセントを」を「法第103条第4項後段の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第26条第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「年6パーセントを」を「法第103条第4項後段の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率を」に、

「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第27条第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「年6パーセントを」を「法第103条第4項後段の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業崇仁北部地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第5条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業崇仁北部地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第27条第6項各号列記以外の部分中「年6パーセントを」を「法第103条第4項後段の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課及び建設局都市整備部市街地整備課)